

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）の「日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程細則」（以下、「本細則」という）は、一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師制度（以下、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度」という）の実施にあたり、日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程（以下、「本規程」という）の委任に基づく事項、その他日病薬病院薬学認定薬剤師制度の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 研修

- 第2条 日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムを別添1に定める。
第3条 研修会実施機関の認定要件及び更新要件、研修会の認定方法を別添2に定める。
第4条 認定対象研修及び研修単位の証明方法を別添3に定める。
第5条 研修の記録及び単位証明のため研修記録を別途定める。

第3章 認定等

- 第6条 一般社団法人日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師（以下、「日病薬病院薬学認定薬剤師」という）の認定試験は、原則として年1回とする。
第7条 認定試験に関する事項を、別添4に定める。
第8条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定審査及び更新審査は、原則として年1回とする。
第9条 認定審査料及び更新審査料は、2千円（税別）とする。納入された認定審査料及び更新審査料は理由の如何に関わらず返還しない。
第10条 日病薬病院薬学認定薬剤師の認定要件及び更新要件を、別添5に定める。
第11条 認定料及び更新料は、3千円（税別）とする。納入された認定料及び更新料は理由の如何に関わらず返還しない。
第12条 認定審査料及び認定料を指定した期日内に納入しなかった認定申請者は、当該申請について不認定とする。
第13条 更新審査料及び更新料を指定した期日内に納入しなかった更新申請者は、当該申請について不認定とする。

第4章 雑則

第14条 本細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本細則は平成26年9月19日から施行する。

制 定 平成 2 6 年 9 月 1 9 日
一部改正 2 0 1 9 年 (令和元年) 2 月 9 日
一部改正 令和 3 年 2 月 6 日
一部改正 令和 6 年 1 月 2 0 日
(施 行 令和 6 年 4 月 1 日)

日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラム

1. 目的

日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムは、薬剤部内や病棟等で必要となる薬剤師の基本的臨床能力を5領域16項目に分類し、本会が定める日病薬病院薬学認定薬剤師に必要な履修項目を履修するとともに、自身が臨床現場で必要な学習項目を設定し履修することにより、基本的臨床能力及び医療水準の変化に適した実践力を備えた薬剤師を養成する目的を達成するためにカリキュラムを定める。

2. 日病薬病院薬学認定薬剤師の行動目標

I. 医療倫理と法令を順守する

医療専門職として、背景となる制度・法律を理解し、全人的視点に立って患者に寄り添う医療支援を提供する。

I-1	薬剤師の使命と責任	生命の尊さを認識し、臨床現場における生命倫理の重要性を理解する。
I-2	医療制度	質の高い医療を提供するため、医療に関する制度を理解する。
I-3	法令順守	質の高い医療を提供するため、薬剤師業務に関わる法律を理解する。

II. 基本的業務の向上を図る

最新の医薬品情報などをもとに、適正な処方監査と調剤、医薬品管理など、薬剤師の基本的業務を推進する。

II-1	調剤	患者情報を収集し、薬歴に基づいた処方監査、疑義照会を経て、調剤し交付する。
II-2	製剤	ガイドライン等に準拠し、必要な院内手続を経て、品質を保証した製剤を供給する。
II-3	医薬品情報	適正使用のための医薬品情報を収集・評価し、適切に情報提供する。
II-4	医薬品管理	医薬品の適正使用を目的として、品質の確保など法に則り適正な医薬品等の管理・供給の役割を担う。
II-5	マネジメント	業務の適正化、職能拡大のために経営的視野を含めたマネジメント力を養成する。
II-6	教育・研究	質の高い医療人養成を目指した実務実習を支援し、医療の高度化、多様化に対応できる研究マインドをもつ。

Ⅲ. チーム医療を実践する

医療における薬剤師の役割を理解し、その専門性を踏まえて、多職種と協働し、個々の患者に最適な薬物療法を支援する。

Ⅲ-1	病棟・外来業務 (医療コミュニケーション)	患者に最適な薬物療法を提供するため、治療効果の向上と副作用の防止に努め、チーム医療を実践し、患者の利益に貢献する。
Ⅲ-2	連携	薬剤師の役割を理解し、職種間・施設間で協働して薬物療法を支援する。

Ⅳ. 医療安全を推進する

安全管理の方策を身に付け、患者及び医療スタッフにとって安全な医療を遂行する。

Ⅳ-1	リスクマネジメント (医薬品安全管理)	医療事故は日常的に起こり得ることを認識し、適切な情報を基にした医薬品の安全使用をはじめ、安心・安全な医療を実践する。
Ⅳ-2	感染制御・管理	消毒薬、抗菌薬の適正使用など、感染制御・管理を通じて安全で適切な環境作りを支援する。

Ⅴ. ファーマシューティカルケアを実践する

疾病を理解し、個々の患者の病態に応じた、適切な薬物療法を提供する。

Ⅴ-1	医薬品（製剤）特性	医薬品（製剤）の特性を理解し、適切な薬物療法を支援する。
Ⅴ-2	疾病・薬物療法	疾病と病態を理解し、適切な薬物療法を支援する。
Ⅴ-3	患者特性	患者特性に応じて、適切な薬物療法を支援する。

上記の行動目標を達成していることの確認として、各カリキュラム項目を日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験の出題範囲として定める。

3. 研修形態

(1) 研修会

研修形態の種類としては、下記の項目を基本とする。

- ① 集合研修（受講者が会場に参集する）
- ② WEB 配信による研修（受講者が会場に参集しない）
- ③ 集合研修と WEB 配信を組み合わせたハイブリッド型の研修

研修内容は、下記の項目を基本とする。

- 講義・シンポジウム
- グループ討議（ワークショップ、ケース・スタディ等）
- 実習（シミュレーション実習等）

なお、下記の項目については、研修会の内容に応じて、グループ討議及び実習を取り入れた研修会にすることが望ましい。

- ① 処方設計・処方提案
- ② フィジカルアセスメント・バイタルサイン
- ③ コミュニケーションスキル・カウンセリング・コーチング
- ④ 病診連携・薬薬連携・多職種連携

(2) e-ラーニング

研修形態の種類としては、下記の項目とする。

- 本会が実施する e-ラーニング

4. 研修項目の具体例

研修項目の具体例については、その一覧を別途示すこととする。

研修会実施機関の認定要件及び更新要件、研修会の認定方法

1. 研修会実施機関の認定

研修会実施機関の認定を受けようとする団体は、次に定める認定要件をすべて満たし、申請書と共に認定要件を満たしていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ①医療関係団体であること。
- ②団体の代表者がいること。
- ③団体の組織構成、会則又は定款が定められており、適切な会計処理が行われていること。また、上記に変更が生じた場合に速やかに報告できること。
- ④会員数が合計200名以上であること。
- ⑤病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ⑥会員から年会費を徴収し、会計処理が適切であること。
- ⑦日病薬病院薬学認定薬剤師制度の目的及び研修カリキュラムに則った研修会の企画運営ができること。
- ⑧参加資格が限定されていない研修会を毎年1回以上開催していること。
- ⑨申請時において、前年度の研修会及び事業の実績が報告できること。

2. 研修会実施機関の更新

研修会実施機関の認定を更新しようとする団体は、次に定める更新要件をすべて満たし、申請書と共に更新要件を満たしていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ① 認定期間中、団体の組織構成、会則又は定款等の変更について報告していること。
- ② 会員数が合計200名以上であること。
- ③ 病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ④ 認定期間中、本制度に則った研修会の開催実績が一定数以上あること。
- ⑤ 認定期間中の研修会開催における会計処理が適切であること。

3. 研修会の認定

研修会実施機関が日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会を開催する場合は、下記の手続を行うこととする。なお、詳細な手順については別途定めることとする。

- ① 研修会実施機関は、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムの内容に沿った研修会を計画すること。
- ② 研修会実施機関は、当該研修会開催予定日の30日前までに、本会の定める方法で研修会の単位申請を行う。
- ③ 本会は、提出された研修内容を研修小委員会が審査し、本会が直接実施する研修会と同等と認める場合、当該研修会を承認し、研修会実施機関に対し当該研修会の受理を通知する。

- ④ 研修会実施機関は、研修会実施機関の選択する方法で、主催又は共催する研修会の受講者に対し受講者管理方法(確認テスト・研修会レポート・キーワードのいずれか)を適用する。出席承認後、研修会実施機関は、本会が定める期間内に研修会実施報告を行う。
- ⑤ 研修会実施機関は、本会が指定する方法で別表に定める研修会審査料を納入する。また、システム利用料を別表に定める単位証明人数を基に算出する。
- ⑥ 研修小委員会は研修会実施報告より事後評価を行い、その内容を研修会実施機関に報告する。

【別表】

(税別)

単位証明	研修会審査料	システム利用料	計
0人 (取り下げ・不認定含む)	1,500円	0円	1,500円
50人まで		500円	2,000円
51人～100人まで		1,000円	2,500円
101人～300人まで		2,000円	3,500円
301人～1000人まで		5,500円	7,000円
1001人～4000人まで		18,500円	20,000円

※4001人以上は、単位証明人数が2000人増すごとにシステム利用料を10,000円追加することとする。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象研修及び研修単位の証明方法

1. 日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象となる研修 日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定対象となる研修及び認定単位は次のものとする
 - (1) 本会が認定する研修会 0.5単位/45分
 - ①本会が主催又は共催する講習会、研修会等
 - ②研修会実施機関が主催又は共催する講習会、研修会等で本会が認定したもの
 - *本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用した場合、当該単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用することはできない。
 - *②に該当する講習会、研修会等は事前に別に定める方法により本会に申請し、認定を取得しなければならない。
 - (2) 本会が実施するe-ラーニング研修 0.5単位/45分
 - (3) 薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーの研修
 - ① 当該団体が認定する講習会、研修会 但し、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った研修であること 1単位/90分を基本とするが、当該団体の基準に準ずる
2. 研修の記録・研修単位の証明方法
 - (1) 研修の記録
 - ①研修の記録は、日病薬病院薬学認定薬剤師研修支援システム (Hospital Pharmacist Education Support System 以下、「HOPESS」という)を使用する。また、他の生涯研修プロバイダーが提供する研修の記録はフォームに沿って必要事項を登録した上、「当該研修会のプログラム」または「プログラムに準じた資料」をアップロードする。
 - ②研修の記録のため、本会は認定対象となる研修会について「単位証明」を発行する。
 - (2) 研修単位の証明
認定を受けようとする者の単位取得証明は、HOPESSを使用することとする。なお、令和5年度までの研修単位においては単位証明(研修シール)を貼付した「研修記録」とその他必要な添付書類により行う。

日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験に関する事項

1. 認定試験の受験資格 新規認定対象者については、以下の要件を満たす場合に認定試験を受験することができる。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 本会が指定した手続きに則り、期日内に認定申請を行っていること
- (3) 本会が指定した期日内に、認定審査料を納入していること

認定更新対象者については、以下の要件を満たす場合に認定試験を受験することができる。

- (1) 認定期間中継続して、本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 本会が指定した手続きに則り、期日内に更新申請を行っていること
- (3) 本会が指定した期日内に、更新審査料を納入していること

2. 出題範囲と基準

- ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムを出題範囲とする。
- ・出題基準については、試験実施年度毎に策定し公表する。

3. 認定試験の実施方法

- ・インターネットを介した Web 上で実施することとし、対象者に対して受験に必要な ID 及びパスワードを配布する。
- ・出題形式については、選択形式とする。

4. 試験の日程

- ・認定試験受験期間は原則 3 日間とする。

5. 合否基準

- ・受験者の成績上位 10% の平均点の 70% とする。

日病薬病院薬学認定薬剤師の認定要件及び更新要件

1. 認定要件 以下の要件を満たす者を日病薬病院薬学認定薬剤師とする。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 過去3年度を通算して50単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと
 - ①日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること
 - I-1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計2単位以上取得すること
 - II-1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
 - III-1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
 - IV-1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
 - V-1～3の各項目を履修し、合計6単位以上取得すること
 - ②薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算50単位のうち10単位以下であること
 - ③毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）10単位以上取得していること
- (3) 日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験に合格すること

2. 更新要件 以下の要件を満たす者を日病薬病院薬学認定薬剤師の認定更新者とする。

- (1) 本会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること
- (2) 過去6年度を通算して100単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと
 - ①日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムのうち、下記の項目の単位数を取得していること
 - I-1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
 - II-1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計8単位以上取得すること
 - III-1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
 - IV-1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
 - V-1～3の各項目を履修し、合計12単位以上取得すること
 - ②薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーから付与された単位は有効とする。ただし、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムに沿った内容の研修会あり、かつ通算100単位のうち20単位以下であること
 - ③毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）10単位以上取得していること
- (3) 日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験に合格すること